

令和6年度避難確保計画 (洪水、地震、津波災害)

【施設名： 宮崎県立児湯るぴなす支援学校 】

令和 6 年 4 月 作成

第1章 総則

1. 計画の目的

この計画は、「見湯るびなす支援学校」に想定される災害リスクである、風水害と地震・津波災害への災害対応について定め、災害時における職員及び児童生徒の安全確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

この計画は、本校に勤務する職員及び在籍する児童生徒すべての者に適用する。

3. 想定される災害

(1) 風水害

本校の位置は、風水害において想定される洪水ハザードマップでは、鬼付女川を境に一ツ瀬川氾濫による浸水域からは外れている。また鬼付女川と学校の高低差は7mほどあり、一ツ瀬川氾濫によって学校が浸水する可能性は低いと考えられる。ただし、すぐそばを日置川が流れており、急激で短期集中的な豪雨による氾濫、浸水に注意が必要である。一方、本校の近くには急傾斜地特別警戒区に指定されている観音山があり、土砂崩れの影響を受ける可能性の方が高いと考えられる。

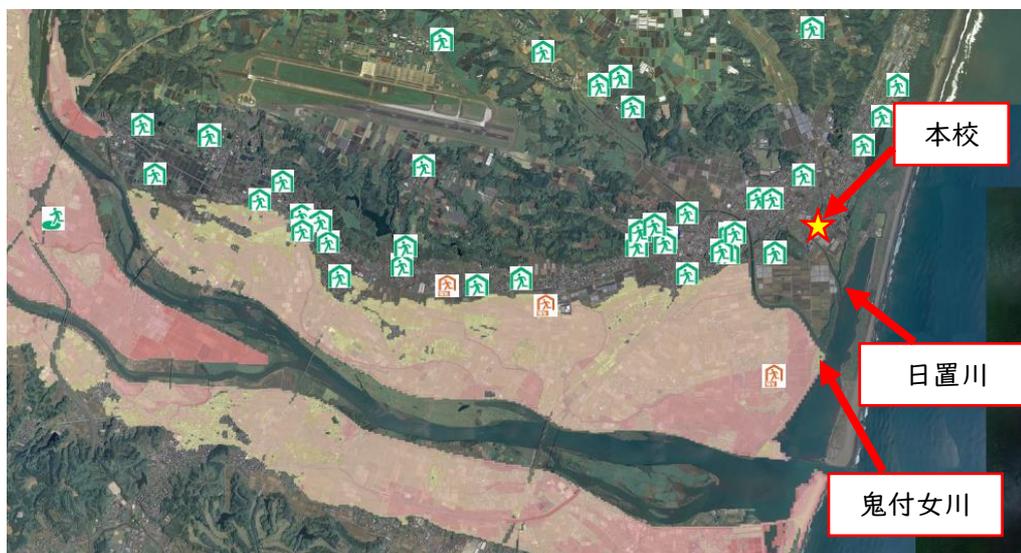


図1 洪水ハザードマップと学校の位置

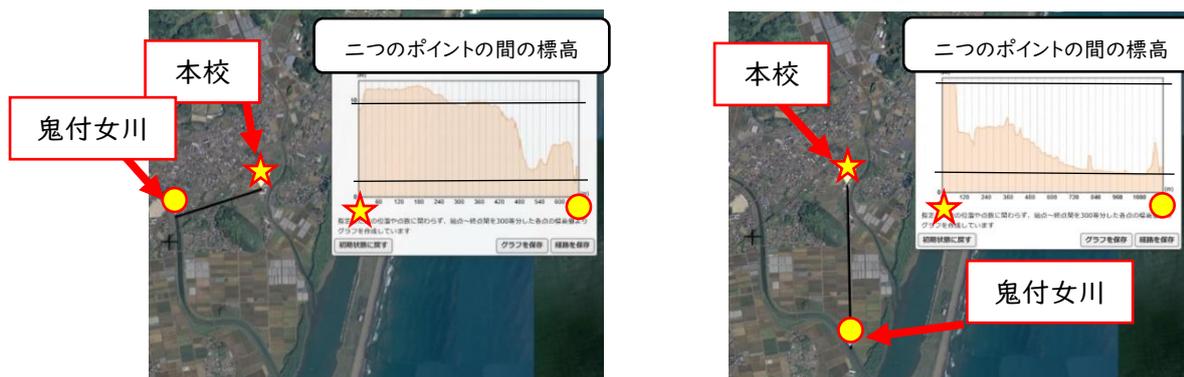


図2 学校と鬼付女川の高低差

(2) 地震・津波

地震・津波の災害としては、宮崎県に大きな被害を及ぼす「日向灘地震」と「南海トラフ巨大地震」が考えられている。地震の揺れは「日向灘地震」、「南海トラフ巨大地震」とともに震度6弱以上、津波については、津波の最大高が「日向灘地震」で4 m～5 m、「南海トラフ巨大地震」で10 m、津波の沿岸部到達時間としては「日向灘地震」では10分以内、「南海トラフ巨大地震」では21分で来襲すると想定されており、宮崎県中部沿岸部に位置する新富町では、激しい地震動に加え、地震後短時間での大津波来襲による大きな被害が予想される。

本校の位置は、図3に示す通り、想定とされる津波による浸水区域から外れている。また、図2で示す通り、標高約9 mと周辺よりも高い位置にある。その為、表2で想定とされる地震による津波からは被害を免れると予想される。しかし津波浸水区域の境界付近に位置するとの認識から、想定外の浸水も考慮し、予防的避難に努めなければならない。

地震・津波への主体たる防災対策としては、建物の耐震対策と校内設備の落下・転倒防止対策、地震発生時の適切な対応及び地震収束後の児童生徒の実態を考えた適切な避難と避難要領の確立を目指した対策が必要である。



図3 津波ハザードマップ

対象	地震	津波	
	震度	津波高	沿岸到達時間
日向灘地震	震度6弱以上	4～5 m	10分以内
南海トラフ巨大地震	震度7	10 m	21分

表2 想定される津波

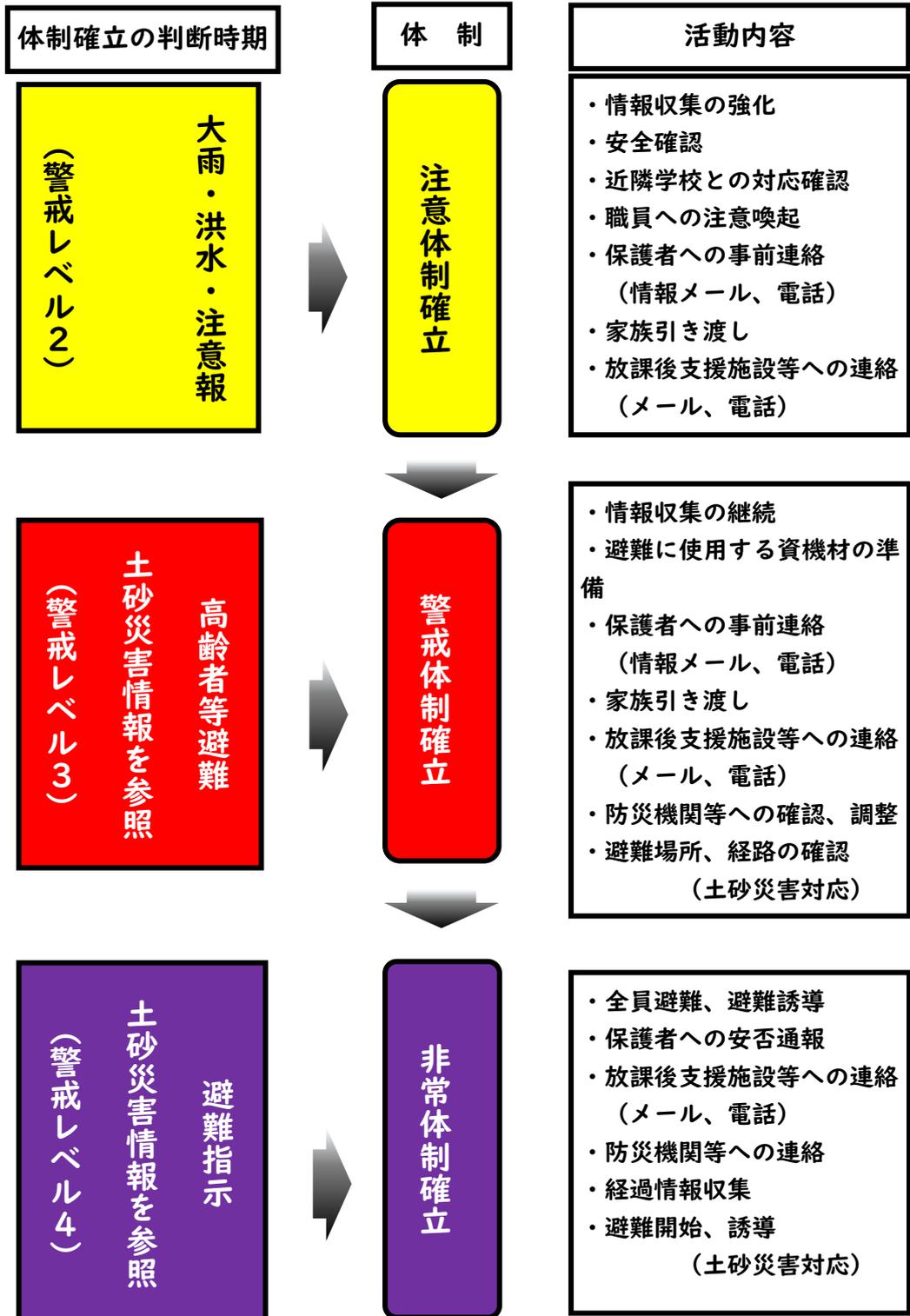
第2章 風水害対策

I 防災体制

風水害時の防災体制及び連絡体制等については、以下のとおりとする。

また、学校周辺では土砂災害警戒区域に指定されている観音山があり、豪雨時は土砂災害などの影響を受ける可能性の方が高いと考えられる。そのため、町内で発せられる土砂災害に対する警戒レベルなどの情報も参考にしながら行動する必要がある。

【防災体制確立の判断時期及び体制、活動内容】



2 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット 気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jma/index.html) 防災気象メール 防災アプリ
洪水予報・河川水位	テレビ、ラジオ、インターネット 宮崎県の雨量・河川水位観測情報 (http://www.river.go.jp) 一ツ瀬川河口水位カメラの活用 (http://kasen.pref.miyazaki.jp) キキクル (気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html) 防災気象安心メール
土砂災害情報	テレビ、ラジオ、インターネット、 宮崎県土砂災害危険度情報 (https://dosya.pref.miyazaki.lg.jp/) キキクル (気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html) 広報車
高齢者等避難、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット、 広報車、災害用伝言サービス、緊急速報メール 地域の防災無線、防災アプリ

※ 新富町防災メール登録

メール配信システム登録方法（以下、1か2の方法により登録）

1. メールを受信したいパソコン、携帯電話から宛先（Toのところ）に次のアドレス（e-shintomi@expressmail.jp）入力し空メール（本文、タイトルは不要）で送信する。
2. メールを受信したい携帯電話で下のQRコードを読み取り、空メールを送信します。本文、タイトルは不要です。



(2) 情報伝達

ア 校内放送等を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を職員間で共有する。

イ 保護者や放課後支援施設等については、安心メール等を通して情報を伝達すると共に、安否連絡を行う。

3 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所、移動距離及び移動手段等は表3のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。

また、児童生徒の実態や土砂災害の対応も含め管理棟2階が適切であると考えている。

〈風水害〉

	名 称	移動距離	移動手段	所要時間
避難場所	管理棟2階			8分 6分
屋内安全確保	管理棟2階			8分 6分

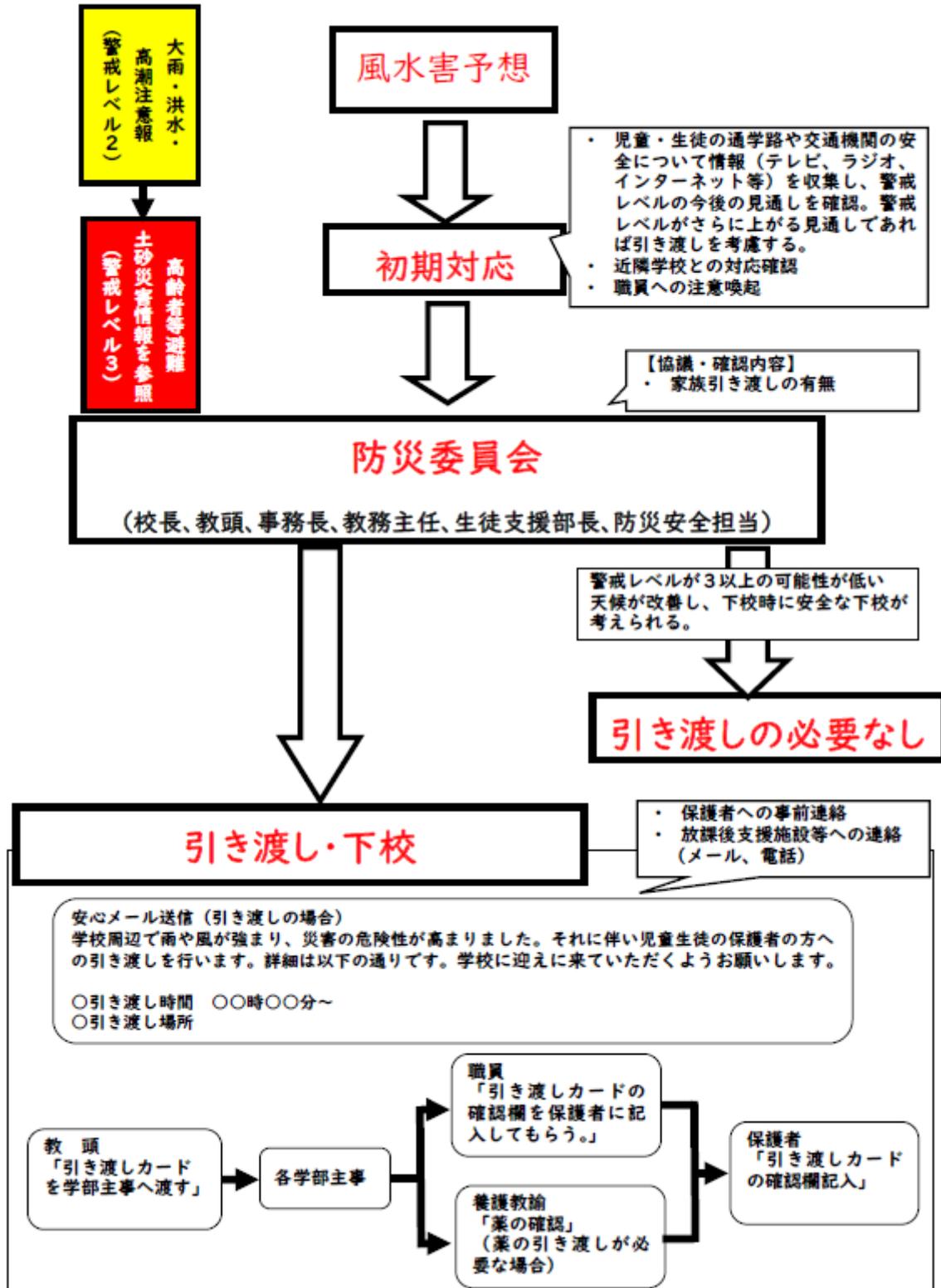
表3 風水害時の避難場所と要する時間

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、各学部から危険を避ける経路を適切に判断し、管理棟2階へ避難する。

(3) 風水害マニュアル（学校における危機管理マニュアルより）

令和6年度 風水害時避難手順マニュアル（生徒在校時）



事後の対応は、「17. 児童・生徒在校中の風水害」の手順の通りである。

第3章 地震・津波災害

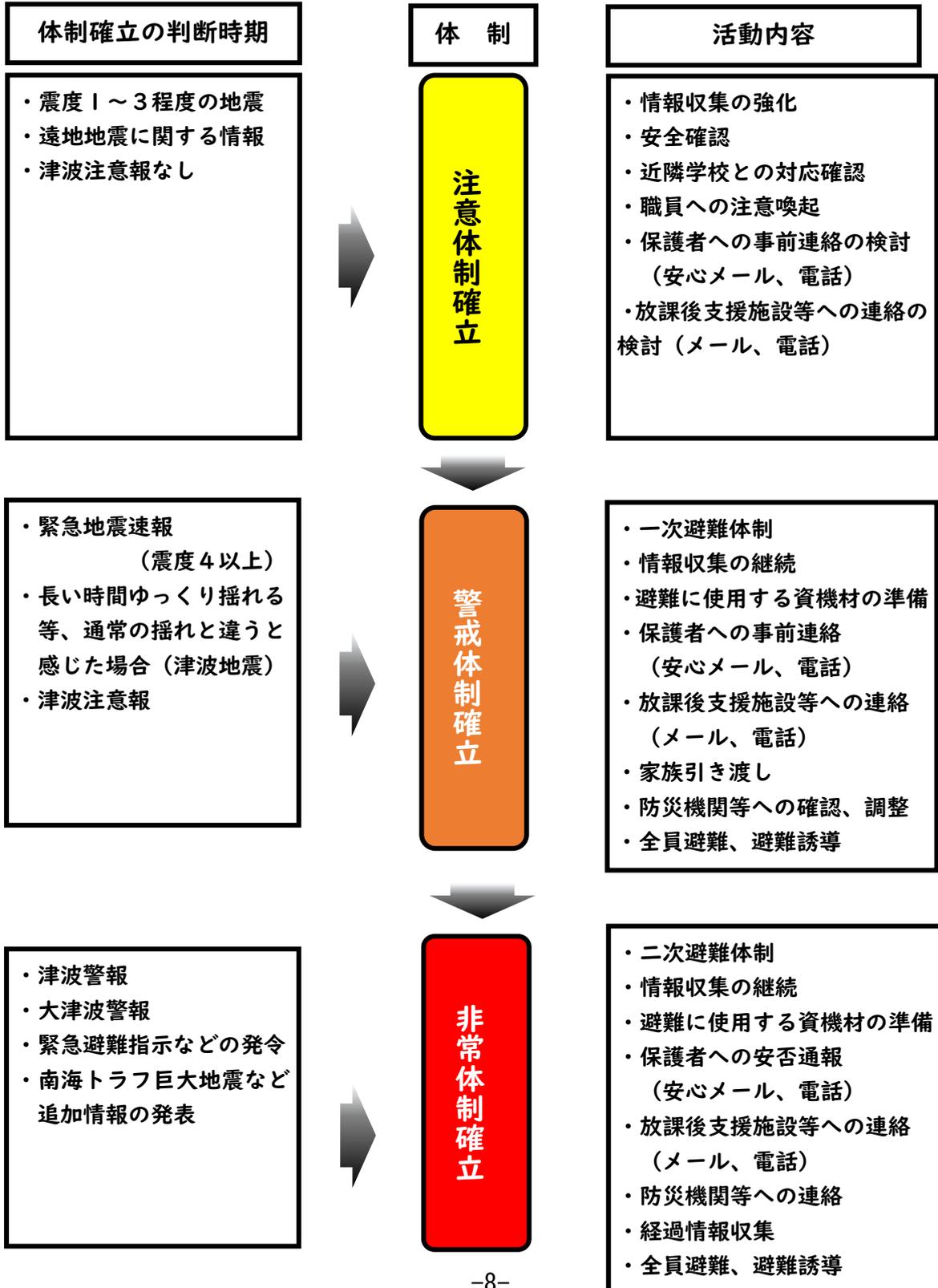
I 防災体制

(1) 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

なお、状況に応じ適切に行動するものとする。

【防災体制確立の判断時期、体制及び活動内容】



2 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
地震、気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット 気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jma/index.html) キキクル (気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html) 携帯電話緊急地震速報 Jアラート 防災ラジオ 新富町防災メール 携帯エリアメール 防災気象メール 防災アプリ
避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示（緊急）	テレビ、ラジオ、インターネット、 広報車、災害用伝言サービス、 防災ラジオ 新富町防災メール 携帯エリアメール 防災気象メール 防災アプリ

※ 大きな地震後は停電となる恐れが多く、ラジオや携帯電話による情報収集が有効

(2) 情報伝達

ア 校内放送等を用いて、地震・津波の情報等を職員間で共有し、体制の確立状況、地震後の行動等について必要な指示、注意喚起を行う。

イ 保護者や放課後支援施設等については、安心メール、緊急メール、携帯電話等を通して情報を伝達すると共に、安否連絡を行う。

ウ 電話連絡については、通信制限が発動されるため通信が困難な状況となることに留意する。

3 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所、移動距離及び移動手段等は表4のとおりとする。また、悪天候である場合でも一次避難は屋外避難（運動場）を優先とする。

津波情報により二次避難が必要となる場合は、建物の状況を確認し、二次避難の体制をとる。

	名 称	移動距離	移動手段	所要時間
避難場所 (一次避難)	運動場	100m	■徒歩 □車両	5分
屋内安全確保 (二次避難)	管理棟2階 高等部棟	/	/	8分 6分

※ ただし、屋内への避難（垂直避難）が難しいと考えられる場合は一次避難場所待機する。

表4 地震・津波時の避難場所と要する時間

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、図5「津波発生時避難経路図」のとおりとする。

(3) 地震対処・避難要領

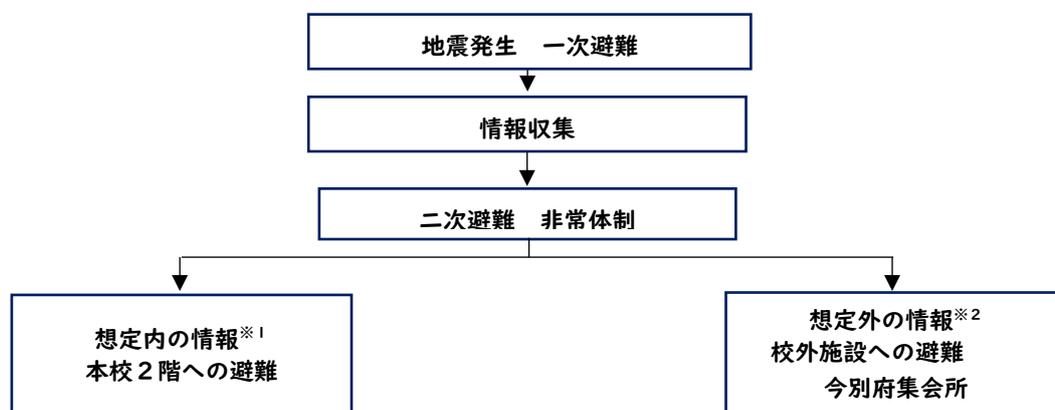
ア 緊急地震速報及び初期微動を感じたら、それぞれの場所（廊下や屋外のセーフティエリアなど）で身を守る行動を行う。

イ 揺れが収束したら、一次避難場所（運動場）へ集合する（別紙参照）。

ウ 児童生徒や職員の避難状況を把握し、異常の有無を確認する。

エ 情報を収集し、管理職を中心に次の避難行動を検討する。

オ 津波の恐れがある場合は、速やかに津波避難行動を行う。



※1 ハザードマップ上、想定内は津波高さ10M、21分での到達と考える。

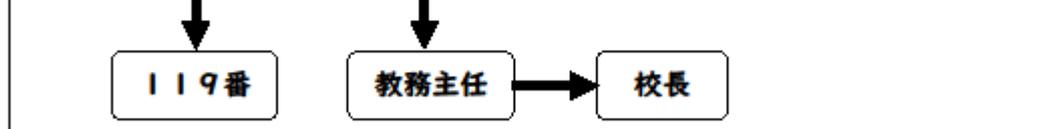
図4 地震・津波時避難の流れ

【津波発生時避難経路図】



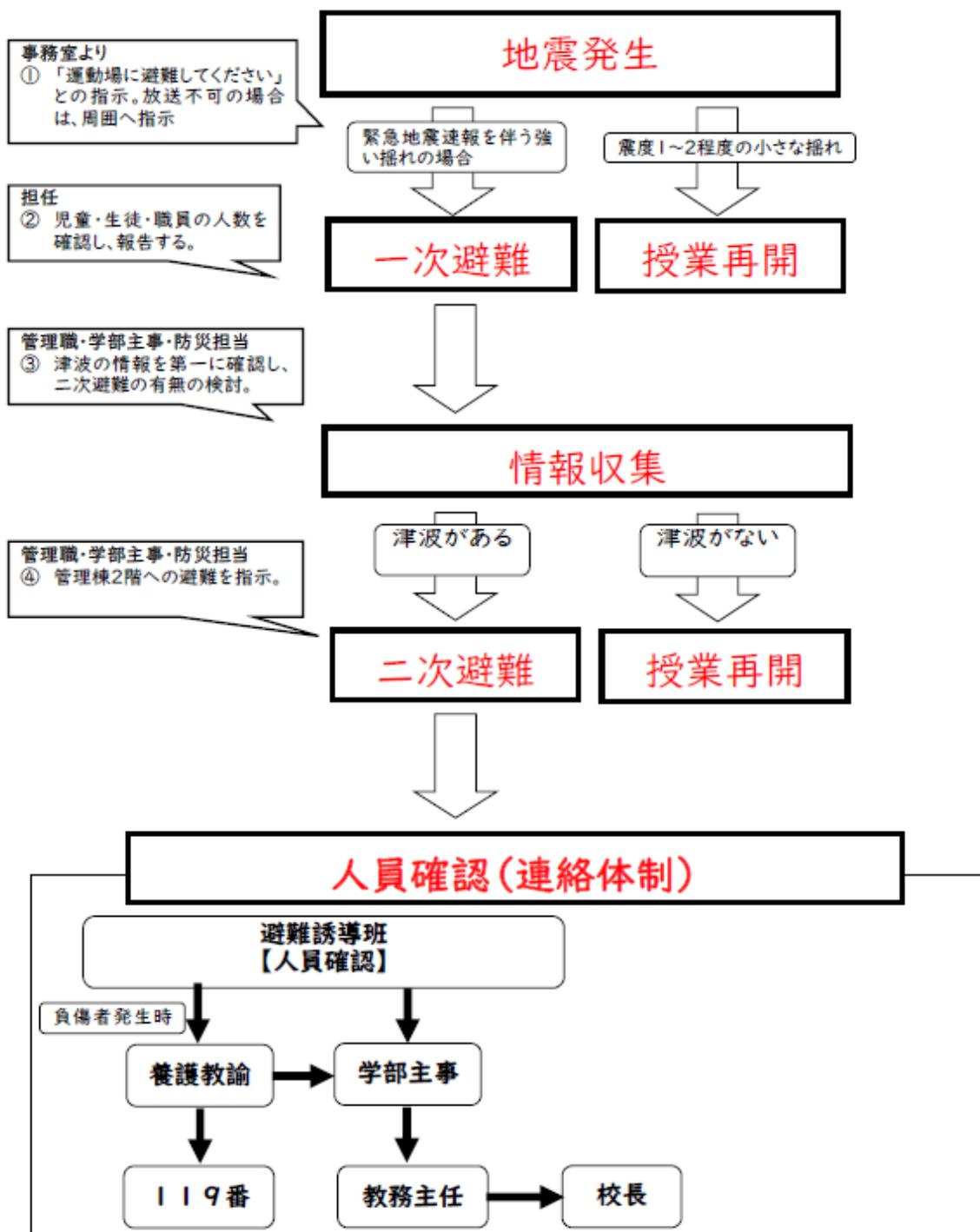
- ※ ただし、屋内避難（垂直避難）が難しいと判断される場合は一次避難場所で待機とする。
- ※ 今後、今別府集会所など校外への避難場所を検討

図5 津波発生時避難経路図



事後の対応は、「12. 児童・生徒在校中の地震・津波」の手順の通りである。
 南海トラフ巨大地震臨時情報に関するについては、別途「避難確保計画」の計画のとおりである。

令和6年度 地震・津波時避難手順マニュアル(生徒在校時)



事後の対応は、「12. 児童・生徒在校中の地震・津波」の手順の通りである。
 南海トラフ巨大地震臨時情報に関するについては、別途「避難確保計画」の計画のとおりである。

4 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震の発生が差し迫っていると判断された場合、次の条件で、南海トラフ地震臨時情報が発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中) (以下「調査中情報」という。)	・ 観測された異常な現象※が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) (以下、「巨大地震注意情報」という。)	・ 巨大地震の発生に注意が必要な場合 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（一部割れ）が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべり（スロースリップ）を観測した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)（以下、「巨大地震警戒情報」という。)	・ 巨大地震の発生に警戒が必要な場合 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震（半割れ）が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	・ (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※ 南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定

(2) 南海トラフ臨時情報が発表された場合の基本的な対応基準

臨時情報名	行政の対応	住民の対応
議査中情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対応の準備を開始 ・ 災害に関する庁内の会議開催の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の状況に応じた防災対応の準備開始
巨大地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応期間は1週間 ・ 日頃からの地震・津波への備えを再確認する等の注意喚起 ・ 避難所の開設検討 ・ 災害に関する庁内の会議開催 ・ 防災体制の確立、配備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波の備えを再確認 ・ 自主避難の検討
巨大地震警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応期間は1週間としその後の1週間は巨大地震注意の対応を行う。 ・ 必要に応じ、事前避難対象地域又は高齢者等事前避難対象地域を設定し、避難勧告等を行う。（津波避難に困難を伴う地域） ・ 避難は知人宅や親類宅等の縁故による避難を促す ・ 避難所の開設 ・ 自主避難を含めた個々の対応を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震、津波への備えを再確認 ・ 事前避難対象地域等の住民は避難を開始する。 ・ その他の地域も、必要に応じ自主避難を開始する。 ・ 避難先は原則として縁故による避難とする。 ・ 土砂災害危険区域居住者、未耐震対策家屋居住者の自主避難を含む個々の対応 <p>◎新富町においては、事前避難対象地域は設定していない。しかし、沿岸部の一部の地域を高齢者等避難対象地域として指定し、高齢者や避難に不安のある住民に対して事前避難を促すこととなっている。</p>
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常体制への移行 ・ 避難所の開所 ・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意する旨促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難生活からの復帰 ・ 地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

(3) 学校としての対応

臨時情報に応じた学校としての基本的な対応は、(2)で示した対応に準じ、具体的には次の通りとする

臨時情報名	校内の対応
調査中	<ul style="list-style-type: none">・ 情報収集・ 二次避難後の検討
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none">・ 防災に関わる会議及び対策本部等開設・ 1週間地震への警戒をしつつ、通常授業（短縮授業など臨時対応も含む）。・ 注意喚起・ 避難に使用する資機材の準備・ 避難所開設準備
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none">・ 防災に関わる会議及び対策本部等開設・ 1週間の休校・ 1週間後、2週間が経過するまで即時避難態勢を確保しつつ学校再開する。・ 3週間以降、警戒をしつつ通常授業再開・ 避難に使用する資機材の準備・ 避難所開設準備
調査終了	<ul style="list-style-type: none">・ 通常授業開始

第4章 防災教育及び訓練の実施

次の計画に則り、防災教育及び防災訓練を実施する。

